相談事例

ID: 04-07-014

相談タイトル

自宅敷地に接する道路と側溝の段差について

Q:ご相談内容

現在自宅(住宅)を新築中であるが、自宅敷地の南側に接する道路と側溝に 段差があり、気になるので市の担当課に対応を依頼をしたが、個人的なこと なので対応できないと言われた。市と交渉するにあたり、どの様な働きかけ をすれば良いのか聞きたい。

A:回答

- 「南側にある道路と側溝に段差があり」の状況がどのようなものなのか?
- 「個人的なことなので対応できない」(市担当課)というのがどのような内容か?

が不詳のため、ご相談内容にあった回答になるかわかりませんが、通常想定される範囲でお答えさせていただきますと、①側溝というのは道路の幅の中に設置されているものですので、側溝と道路に大きな段差があれば、車両等の通行上危険ですので、その様な状況であれば、道路管理者(市道であれば市の道路管理部門)が主体的に是正の対応に当たると考えます。②個人的なことなので対応できないというのが、市としては対応できないと言うことであれば、例えば、個人のお宅への道路からの出入りに当たり、縁石や歩道を切り下げなければならない場合には、そのお宅の方が道路法に基づき、承認工事の申請を行い、承認後自費で工事を行うこととなります。いずれにしても、不具合の状況を写真等に撮り、状況を明確に説明できるようにして、市の道路管理部門(市道であれば)に相談していただくことになります。